

おわりに

本報告書では、資源有効利用促進法において指定副産物とされている電気事業の石炭灰の有効利用について、取り組みの現状と今後の方向性をとりまとめた。

第1章・第2章で石炭灰の発生量、法的位置付け、有効利用の現状と課題を整理したうえで、循環型社会形成推進、公共事業コスト縮減など石炭灰有効利用の推進がもたらす利用者（国民）へ還元される効果について記述した。

第3章では、建設資材としての石炭灰活用の糸口として、最新の有効利用技術をとりとめるとともに、巻末には、各技術毎の詳細な利用法、実績データ等も記載した。

第4章・第5章で、建設資材として石炭灰が普及・拡大していくために必要な品質保証・環境安全性保証・安定供給体制の現状と整備が進められている体制について記載するとともに、官民相互の役割、最終的に必要と考えられるシステムについて提案した。

石炭灰は、現状、プロジェクト・工場等の限定されたユーザーへの供給が大半であり、一般的な建設資材としての認知・普及は、未だ途上にあるといえる。

しかしながら、第4章で記載したように現在、整備が進められている供給者側の品質保証・環境安全性保証・供給安定体制が確立していけば、地域偏在の問題もなくなり、広く全国的に利用可能な資材となりうる貴重な循環資源である。

本報告書を起点として、石炭灰の循環資源としての位置付けが普遍的になり、ひいては循環型社会形成推進の一助となれば幸いである。

なお、今回の石炭灰有効利用分科会においては、議論を深めることができなかったが、今後の石炭灰有効利用拡大における重要な課題としては、以下のようなものが挙げられ、その解決に向けて今後とも検討されていくことが臨まれる。

「循環資源」と「廃棄物」との関係（有価・無価）
ストック材料としての既成灰の有効利用